

# 身体拘束・虐待防止指針

社会福祉法人 陽光

(主 旨)

## 第1条 施設における身体拘束、虐待予防に関する基本的考え方

身体拘束は、虐待は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、当施設では、法人理念にのっとり、「良質な介護の提供」「最新の知識・技術の習得」に努め、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止、虐待防止に向けた意識をもち、身体拘束・虐待をしないケアの実施に努めます。

### (1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止している。

### (2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則である。しかし、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- ①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束を行う場合には、以上三つの要件を全て満たすことが必要である。

### (3) 身体拘束廃止に向けての基本方針

#### 1、身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその行動制限を禁止する。

#### 2、やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行う。

また、身体拘束を行った場合は、管理医師をはじめ身体拘束・虐待防止委員担当者を

を

中心として十分な観察を行うとともに、その行う処遇の質の評価及び経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

#### 3、日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ②言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で、個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に

妨げるような行為は行わない。

- ⑤「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努める。

(委員会組織について)

## 第 2 条 身体拘束・虐待防止のための委員会に関する基本方針

身体拘束・虐待予防に関する審議機関として「身体拘束・虐待防止委員会」を設置する。

身体拘束・虐待防止委員会は、各事業所より幅広い職種により構成する。また、各職種の役割を下記の通りとする。

### (1) 委員会の構成

#### 1. 施設長

身体拘束・虐待防止のための総括管理、委員会総括責任者

#### 2. 事務長

身体拘束・虐待防止のための体制整備

#### 3. 各部署主任

家族、医療、行政機関、その他関係機関への対応、報告。

利用者個々の心身の状態把握、意向に沿った対応、環境整備

#### 4. 介護支援専門員

医療、行政機関、その他関係機関への対応、報告

#### 5. その他、施設長が任命するもの

### (2) 身体拘束・虐待防止委員会の開催

委員会は概ね 2 ヶ月に 1 回開催する。緊急時は必要に応じて臨時会議を開催し、次に掲げる事項について審議する。

ア 施設内における身体拘束・虐待防止に向けての現状把握、改善に関すること。

イ 身体拘束・虐待防止に関する情報の収集に関すること

ウ 施設内で報告のあった身体拘束・虐待事例の対応策や身体拘束を実施した場合の解除の検討に関すること。

エ 身体拘束・虐待防止のためのマニュアル類の整備に関すること

オ 職員を対象とした身体拘束・虐待防止に関する研修の実施に関すること

カ その他、身体拘束・虐待防止発生予防のために必要な事項に関すること

キ 新入居時又は、病院より退院時ら必要と思われるとき

ク 緊急時に必要とされるとき

### (3) 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

(施設長)

1) 身体拘束廃止委員会の統轄管理

2) ケア現場における諸課題の統轄責任

(特養主任)

1) 身体拘束廃止委員会の総括責任者

2) ケア現場における諸課題の総括責任者

(医師)

- 1) 医療行為への対応
- 2) 看護職員との連携

(看護職員)

- 1) 医師との連携
- 2) 施設における医療行為範囲の整備
- 3) 重度化する利用者の状態観察
- 4) 記録の整備

(生活相談員・介護支援専門員)

- 1) 身体拘束廃止に向けた職員教育
- 2) 医療機関、家族との連絡調整
- 3) 家族の意向に添ったケアの確立
- 4) 施設のハード・ソフト面の改善
- 5) チームケアの確立
- 6) 記録の整備

(栄養士)

- 1) 経管栄養から経口への取り組みとマネジメント
- 2) 利用者の状態に応じた食事の工夫

(介護職員)

- 1) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- 2) 利用者の尊厳を理解する
- 3) 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- 4) 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- 5) 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- 6) 記録は正確かつ丁寧に記録する

(職員研修について)

### 第3条 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束・虐待防止に向けて人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行う。

- ①定期的な教育・研修（年2回）の実施
- ②新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

(平常時の対応)

### 第4条 身体拘束・虐待防止に関する基本方針

利用者に対する身体拘束を原則、廃止する。また、虐待に関しても利用者の人権を尊重しつつ、生活の中において常に拘束・虐待の状況にないか点検を行い、改善を推進するものとする。

- 2 事業所では、共通認識のもと施設職員が一丸となり、身体拘束・虐待を行わない状態の実現を目指すため、拘束・虐待を誘発する原因を探り除去するケアに心がけ、事故の起きない環境整備を提案し、柔軟な応援体制を確保すると共に、常に代替的な方法がないか工夫や情報収集を図るものとする。

- 3 生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合には、身体拘束・虐待防止委員会（以下「委員会」という。）において協議を行い、極めて限定的に必要な最小限度の手立てを検討するものとする。

（身体拘束、虐待発生後の対応）

第 5 条 身体拘束・虐待予防など発生時の対応に関する基本方針

身体拘束・虐待予防対策マニュアルに沿って、迅速に対応する。

（閲覧）

第 6 条 利用者、その家族に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は利用者及び利用者家族等の求めに応じて、いつでも閲覧できるようにするとともに、ホームページに公表し、いつでも利用者及び利用者家族等が閲覧できるようにする。

（その他）

第 7 条 その他、身体拘束・虐待防止の推進の為に必要な基本方針

身体拘束・虐待予防対策マニュアルは最新の知見に対応するよう定期的に改定を行う。

（附則）

- 1 本指針は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。